

(写)

発委第3号

長久手市議会会議規則の一部を改正する規則について

長久手市議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めるものとする。

令和3年9月30日提出

提出者

長久手市議会議会運営委員会委員長 なかじま和代

説明

この案を提出するのは、会議及び委員会の欠席事由等の明文化及び表決方法並びに携帯品に関し、規定の一部を改正するため必要があるからである。

長久手市議会規則第 号

長久手市議会会議規則の一部を改正する規則

長久手市議会会議規則（昭和48年長久手町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(欠席等_____の届出)</p> <p>第2条 議員は、公務、疾病、<u>育児、看護、介護、配偶者の出産補助</u>その他の<u>やむを得ない事由</u>のため出席できないとき又は遅刻若しくは早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前</u>の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>	<p>(欠席又は遅刻の届出)</p> <p>第2条 議員は、公務、疾病_____その他の事故_____のため出席できないとき又は遅刻_____するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて</u>_____ _____ _____、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>
<p>(欠席等_____の届出)</p> <p>第63条の2 委員は、公務、疾病、<u>育児、看護、介護、配偶者の出産補助</u>その他の<u>やむを得ない事由</u>のため出席できないとき又は遅刻若し</p>	<p>(欠席又は遅刻の届出)</p> <p>第63条の2 委員は、公務、疾病<u>そ</u>他の事故_____のため出席できないとき又は遅刻_____</p>

くは早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

- 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

（起立等による表決）

第78条 議長は表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立、挙手等させ、起立者、挙手者等の多少を認定して可否の結果を宣告する。

- 2 （略）

（携帯品）

第99条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさ_____の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

_____するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

- 2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて_____

_____、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

（起立による表決）

第78条 議長は表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者_____の多少を認定して可否の結果を宣告する。

- 2 （略）

（携帯品）

第99条 議場_____に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさ、写真機及び録音機の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(写)

意見書案第1号

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

首題の事件について、別紙のとおり衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣に意見書を提出する。

令和3年9月30日提出

提出者

長久手市議会議員 山田かずひこ

賛成者

長久手市議会議員 山田けんたろう

長久手市議会議員 伊藤真規子

長久手市議会議員 岡崎つよし

長久手市議会議員 富田えいじ

長久手市議会議員 なかじま和代

長久手市議会議員 ささせ順子

要旨

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しており、将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源確保を求めするため、関係機関に対し意見書を提出するものである。

別紙

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

愛知県長久手市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣

財務大臣

経済産業大臣

経済再生担当大臣

令和3年第3回長久手市議会定例会議事日程（第6号）

令和3年9月30日(木)午前10時開議

- 第1 諸般の報告
議案の提出について
- 第2 議案第52号令和3年度長久手市一般会計補正予算（第8号）
（議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、委員会付託）
- 第3 認定第1号から認定第8号まで及び議案第44号から議案第52号まで並びに請願第1号及び請願第2号
（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決）
- 第4 発委第3号長久手市議会会議規則の一部を改正する規則について
（議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、討論採決）
- 第5 意見書案第1号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について
（議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、討論採決）

予算決算委員会

議案番号 件 名

議案第 52 号 令和3年度長久手市一般会計補正予算（第8号）

(案)

令和3年12月〇〇日

長久手市議会情報通信機器使用基準申合せ事項

(目的)

第1条 この基準は、長久手市議会基本条例に基づき、更なる議会改革を目指すため、ICT技術を活用することで、議会機能の強化をはかり、情報通信機器が適切に使用され、議会の見える化、議会運営の効率化、議会の活性化、危機管理体制の強化等を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この申し合わせにおける用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 会議 地方自治法第102条第1項で定める本会議、臨時会、長久手市議会委員会に関する条例に規定する常任委員会(分科会を含む)、議会運営委員会、特別委員会並びに長久手市議会会議規則第116条に定める協議又は調整を行うための場をいう。
- (2) 情報通信機器 電子的にデータを処理する機能を持ち、事務処理に使用する機器(パーソナルコンピュータ、携帯電話、スマートフォン及びタブレット端末)をいう。
- (3) 会議用システム 主に会議資料等のデータを閲覧するために使用するシステムのことをいう。
- (4) グループウェア 議会の情報連絡、スケジュール管理等のサービスを提供するためのソフトウェアをいう。
- (5) アカウント ネットワークやコンピュータなどにログインするための権利をいう。

(情報通信機器の使用)

第3条 議場又は委員会の会議室において、情報通信機器を使用する議員、議会事務局職員及び執行機関の関係者(以下「使用者」という。)は許可申請書(様式〇)を議長又は会議の長に提出し、許可を得るものとする。ただし、貸与された端末(以下「貸与端末」という。)については許可申請書の提出は不要とする。

2 会議の出席者は、会議に情報通信機器を持ち込んで使用する場合

は、当該会議の目的外で使用してはならない。

- 3 情報通信機器の使用に係る通信手段は、使用する情報通信機器に最適なものを使用者が選択する。

(端末機の貸与)

第4条 議長は議会活動及び議員活動に使用するため、議員ひとり
1台貸与するものとする。

- 2 議員は、会議又は議員活動のため必要な情報の収集、情報伝達等、貸与端末を有効に利用しなければならない。
- 3 議員は、貸与端末を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 貸与端末へのアプリケーションソフトウェアの導入は、会議その他の議員活動に必要なものに限定し、アプリケーション導入許可申請書(様式○)を議長に提出する。
- 5 貸与端末の使用に係る通信料は、市が構築(契約)した範囲内とし、追加等を認めない。
- 6 議員は、貸与端末の使用権限がなくなったときは、直ちに議長に返却しなければならない。
- 7 貸与端末を返納する場合は、データの消去、性能・機能の復元等、原状回復を行わなければならない。
- 8 使用者は、貸与端末を紛失、破損等発生させた場合、又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに事務局へ届け出るものとする。

(情報通信機器の取り扱い)

第5条 議員は、情報通信機器を使用する場合は、議会の品位を重んじた良識ある使用を心がける。

(会議用システム等の利用者)

第6条 会議用システム等は、各システムのアカウントを持つ使用者でなければ利用してはならない。

(グループウェアの利用)

第7条 グループウェアの利用については別に定める。※1

(禁止事項)

第8条 使用者は、情報通信機器を使用するときは、次に掲げる事項についてはこれを禁止するものとする。

- (1) 会議中に音声や操作音を発する等、会議の運営上支障となる行為を行うこと。
- (2) 会議中に議長又は会議の長の許可なく会議の写真、映像等の撮影、録音等を行うこと。
- (3) 会議中に電子メールの送信、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、掲示板等への投稿を行うこと。
- (4) 貸与端末の改造、交換及び拡張機器の追加、動作環境の変更すること。
- (5) 貸与端末の性能、設定、及び機能を変更すること。
- (6) 会議中に議会活動及び議員活動に関係のないウェブサイトの閲覧及びソフトウェアを使用すること。
- (7) その他議長が定めたこと
(違反行為に対する措置)

第9条 前条に違反したときは、議長又は会議の長から注意を与える。なお、再三の注意によっても違反が改められない場合は、情報通信機器の使用を制限させることができる。

(遵守事項)

第10条 使用者は、次の各号に次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 情報の送受信は、使用者の責任において行う。
- (2) 使用者は、データの正確性を保持し、データ等の紛失、既そん等の防止に努める。
- (3) 使用者は、議会及び市から付与されたシステム等のアカウントを適切に利用するとともに、アカウントに関する情報を適切に管理する。
- (4) 個人情報等の漏えいがあったときは、速やかに実情を把握し、議長に報告し、必要な措置を講ずる。

(セキュリティ対策)

第11条 使用者は、市の情報及び会議用システム等の保全措置に関し、積極的に協力し、誠実に対処しなければならない。

(費用負担)

第12条 貸与端末の使用に当たり、次に掲げる費用は、使用者が負担するものとする。

- (1) 第4条第4項に規定するアプリケーションソフトウェアの導入

に要した費用

- (2) 第4条第8項の規定により生じた費用 ※2
- (3) 第8条の各号の規定に違反したことを原因として生じた費用
(補則)

第13条 情報通信機器の使用に関し、必要な事項は議会運営委員会で協議するものとする。

2 この申合せについて定めるもののほか、必要な事項は議長が議会運営委員会の意見を聴いて定める。

附 則

この申合せは、令和3年12月〇〇日から施行する。

- ◆※1 オレンジファイル60-1、60-2
- ◆※2 リースに基本的な保険があり、通常の使い方ならカバーできる。
この項では保険でカバーできない破損等場合の想定を定める。
- ◆ 様式〇は検討作成中

参考

瀬戸市議会会議用システム用端末機使用要項

飯田市議会におけるタブレット端末の使用に関する申し合わせ事項

<https://www.city.iida.lg.jp/uploaded/attachment/48972.pdf>

伊那市議会情報通信機器持込基準

https://www1.g-reiki.net/ina/reiki_honbun/e710RG00001090.html

名称	瀬戸市議会		飯田市議会		伊那市議会		安城市議会
	会議用システム端末使用基準		情報通信機器使用基準	タブレット端末使用申合せ事項	情報通信機器持込基準	端末貸与規程	情報通信機器使用基準
1条	目的		目的	目的及び基本事項	趣旨	趣旨	目的
2条	定義 ・会議 ・グループウェア(GW) ・会議用システム ・アカウント		定義 ・会議 ・情報通信機器 ・会議システム ・オンライン会議システム ・アカウント	端末取扱い ・品位を重んじた良識ある使用 ・端末紛失、破損届出、自己補填 ・端末不具合局へ連絡、指示に従う ・規程による連絡は局最善対応	定義 ・情報通信機器 ・会議 ・本会議、常任委員会等 ・使用者 ・貸与タブレット端末	貸与の対象及び台数 ・議員、局、議長が必要と認めたもの ・貸与台数 ひとり1台	定義 ・会議 ・情報通信機器 ・GW ・会議用システム ・アカウント
3条	端末機の利用者 ・議員、局、議長が必要と認めたもの		情報通信機器の使用 ・機器使用申請、貸与端末除く ・会議持込目的外で機器使用×	端末使用範囲 ・議員、職員、市民間の情報交換 ・議員活動に必要な情報取得 ・議員と局、貸与端末で情報送受信	会議への持込使用及び使用 ・貸与端末以外持込× ・リスク対策講じ申請書議長許可○	活用範囲 ・議員、職員、市民間の情報交換 ・議員活動に必要な情報取得 ・議員と局、貸与端末で情報送受信 ・議長認めた者貸与端末使用○ ・他人に貸与、譲渡×	情報通信機器の使用 ・議員、執行部関係者議長へ申請 ・貸与端末申請不要 ・会議持込目的外で機器使用×
4条	端末機の貸与 ・議員活動、議会活動に使う ・他人貸与、譲渡× ・使用権限なくなったら議長返却 ・紛失、破損議長へ届出		会議中における禁止事項 ・未許可の情報通信機器使用× ・音声、操作音等会議運営上支障× ・会議中の外部へ情報発信、公表× ・本会議等の写真、録音行為× ・品格を疑われる、会議目的外行為×	端末機能変更 ・貸与端末改造、拡張追加× ・インストールOS削除× ・アプリ導入会議に必要な局確認	禁止行為 ・未公開情報の外部発信× ・本会議等の写真、録音行為× ・音声、操作音等会議運営上支障× ・会議中のメール、SNS投稿×	貸与端末の取扱い ・善良な管理者の注意をもって使用 ・紛失、破損局長届出、自己補填 ・端末不具合局へ連絡、指示に従う ・規程による連絡は局最善対応 ・他人貸与、譲渡×	端末の貸与 ・他人貸与、譲渡× ・使用権限なくなったら議長返却 ・紛失、破損議長へ届出
5条	端末機の取扱い ・善良な管理者として適切管理 ・迅速な情報伝達のため携帯 ・アプリ会議必要なもの議長へ申請 ・紛失、破損届出、自己弁償		違反行為に対する措置 ・会議の長自粛促す続けば使用停止	情報セキュリティ ・第3者不正利用× ・情報送受信議員の責任 ・個人情報保管× ・情報漏洩、端末紛失局へ報告 ・差出人不明メール開封せず削除 ・端末返却データ消去、機能復元	違反行為に対する措置 ・規程違反の情報通信機器利用停止	機能変更 ・貸与端末改造、拡張追加× ・活用範囲に沿うアプリ○	貸与端末の取扱い ・品位を重んじた良識ある使用 ・PW管理、第3者不正利用されない ・貸与端末アプリ会議必要なもの限定 ・紛失、破損は実費弁償
6条	会議システム、GW利用者 ・アカウントを持つ議員、局 ・パスワード(PW) 適正管理		遵守事項 ・情報送受信議員の責任 ・データ紛失毀損防止に努める ・アカウントの適切管理 ・情報漏洩議長報告、措置を講じる ・会議システム是正は議長指示に従う	使用者費用負担 ・端末紛失、破損 ・局が確認したアプリ導入費用 ・原因が前条情報セキュリティ違反 ・市施設以外での貸与端末通信料	補則	遵守事項 ・情報送受信議員の責任 ・個人情報保管× ・データ紛失毀損防止 ・情報漏洩局長報告、措置を講じる ・端末返却データ消去、機能復元 ・差出人不明メール削除	貸与端末禁止事項 ・貸与端末改造、拡張追加× ・GW、インストールOS削除× ・貸与端末の性能機能変更×
7条	GWの利用 ・別に定める		セキュリティ対策 ・議会、市の情報の保全措置に協力	会議システム等の利用 ・アカウントを持つ議員、職員が利用 ・PW適正管理		費用自己負担 ・紛失、破損 ・5条に規定した機能変更 ・遵守事項違反が原因で生じたこと	会議システム、GWの利用者 ・アカウントを持つ議員、職員が利用 ・PW適正管理
8条	端末機の使用制限 ・会議目的以外×		補則 ・他必要事項は議運で決める	補則 ・端末使用規定と整合はかり対応 ・必要に応じこの申合せ随時見直す ・1年に1回はこの申合せ確認		設定情報の管理等 ・局長貸与簿、設定情報管理 ・使用者端末、アプリ設定情報管理	会議中における禁止事項 ・未許可の情報通信機器使用× ・音声、操作音等会議運営上支障× ・審議中情報の外部発信× ・会議中のメール、SNS投稿× ・本会議等の写真、録音行為×
9条	禁止事項 ・音声、操作音等会議運営上支障× ・議長許可なし録音、録画× ・会議中のメール、SNS投稿× ・貸与端末改造、拡張追加× ・貸与端末の性能機能変更× ・議会関係ないサイト閲覧、ソフト× ・貸与端末の性能機能変更×					返納 ・使用権限なくなったら返却	違反行為に対する行為 ・注意、改めなければ使用停止
10条	遵守事項 ・情報送受信議員の責任 ・データ紛失毀損防止に努める ・情報漏洩議長報告、措置を講じる					補則	遵守事項 ・情報送受信議員の責任 ・データ紛失毀損防止に努める ・情報漏洩議長報告、措置を講じる ・会議システム是正議長指示に従う
11条	セキュリティ対策 ・議会、市の情報の保全措置に協力						セキュリティ対策 ・議会、市の情報の保全措置に協力
12条	各種通知、届出等 ・議員と局GW等で行う						各種通知、届出等 ・議員と局GW等で行う
13条	その他 ・端末、システム使用は議運協議 他議長議運の意見を聴き決める						補則 ・必要事項は議運で決める ・他疑義は議長決定

